

# 幼稚園教育要領に

## 思 考

副 島 ハ マ

人のつくったものを批判することはやさしいけれども、原案をつくることは難しいこと、殊にこうして全国的に使用されるものや告示になるものなら、なおさら人々の批判的になつてたいへんであることを、誰よりもよく知っているのは私かも知れません。児童福祉施設最低基準の保育所の部は原案を鉛筆書きしたのは私でしたが、委員会でもねり直された保育室の坪数に関して、本省の最低基準は広過ぎてけしから

んと奈良の第二回全国保育事業大会で発言した人が、何と委員の一人でありましたこと、重宝だと使つて下さつた保育所運営要領も年がたつたらホロツカスに言われることなどなど、今はその職場を離れましたが、自分の身につまされて中央官庁の担当事務官の方や当事者の方にはたいへんでしょうと思いますが、目下私たちの拝見させていただいているものは一般の意見を求めるため改訂「案」として出されたものであるということと、保育所も「教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」との通知（文部省初等中等局、厚生省児童局両局長名十月二十八日）のことばにほだされてというわけではありませんが、学院で保育原理と保育実習を担当している関係で、読まさせていただいた感想を二、三書かしていただきますと、

全体としてたいへんすばらしいですが、中でも第三章に「指導および指導計画作成上の留意事項」が、かなり詳しく適切に書いてあること、『特に問題行動のある幼児……』に対しては、その原因を究明し、適切な指導を加え、また必要に応じて専門家に相談して適切に取り扱うようにすること。『幼児みずから選んで行なう経験や活動の指導にあつては……』個々の幼児の興味や欲求にも注意して、いずれの幼児もそれに

喜んで参加できるように適切に配慮すること」など、保育所の子どもの場合も考慮されたものだろうかと思われるように共鳴できる文句があつてうれし。

次にこの改訂案は将来告示になるということをご存じない方々が、三十一年度の幼稚園教育要領の方が「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」とが分けて書いてあつたのでたいへん理解しやすかつたのに、改訂案はずらずらと書いてあるからつかみにくいと云つてる先生がりましたが、これは多分告示になるため、この形式に更められたものだろうと思います。ですから当然このあとに出版されるであろう解説書で、その点を詳しく説明いただき、若い未経験者でも理解できるようにしていただきたいと思ひます。

三番目に改訂案の中に画かれる人間像について——時節柄科学的興味が伸びるように改訂案では注意されているようでその点たいへんよいと思ひますが、将来指導国家の民族としての人間像を考えますと、身体的には単に健康であるというだけでなく鍛練した身体を作るために体育的な遊びを（健康、音楽リズムの両領域で）とり上げていただけたらと思うこと。加速度的に移り変わる社会の問題点を正しく把握して適応できる機敏さや、誰とも仲よくするだけでなく気の毒な友

だちを助けてあげる積極性、正しいと思うことを実行に移せる行動性といったファイトをもたせること、きれいな音楽に合わせてリズムカルな動きをするだけでなく、直接おもしろくない作業でも喜んでする積極性といったものが欲しいような気がしますが、幼児の精神発達の段階では無理とお思ひなのでしょう。か。素直な善良な子どもということ以上に一周り枠を大きくして欲しい気がしますが、私の思い違いでしょうか。

それにしても、この幼稚園教育要領も使用する先生方の技術と先生方のもつておられる人間像のもち方によつて子どもの人づくりが、すいぶん変わってくるような気がいたします。その点は改訂案の指導……上の留意事項のところに「道徳性の芽ばえをつちかうにあつては、園のよいふんい気を作る」とともに、教師の人格や言動……が特に強い影響を及ぼすことに留意すること」とある点で、お互に私たちも注意したいと思ひます。

四番目に幼稚園は「満三才から小学校就学の始期に至るまでの幼児」を対象としているわけですが、改訂案（これは三十一年度のも同じ）では「三才児……に対しては、……特別な配慮を加えること」という一言は加えられているけれど、

特に個人差の激しい満三才から満六才までの三年間の内容を、一つにまとめて書いてあることには無理があるように思っています。例えば音楽リズムの領域で「曲の速度や強弱に気をつけて楽器をひく」や、自然の領域で「電気、熱、光、音などの事象に興味をもつ」などは、個々の子どもの生活環境にもよりますが、四才位までは無理なように思います。しかし、もちろん全体としては発達差の大きい時代であるということを考えて、注意して努めて抽象的なことが使ってあって、こう取り出しますことは重箱の隅を楊枝でつつくようなものかとも思います。

さて多忙のため不勉強なので、改訂案のことはこの程度でおきたいのですが、編集から「保育所と幼稚園の将来」というようなことまでおしひろげて執筆するようというところで、これがまた私のたいへん苦手のことでして——、どうも。

当時の幼稚園と保育所の保育有志者が母子愛育会の元児童室に厚生省人口局田口母子課長と文部省統計調査課(?)の多田事務官をお招きして、一元化についてのお話を承ったのは、私がまだ厚生省に入らない前ですから、かれこれ二十年位前のことだったでしょうか。二十二年の第一国会の際、はじめに選出された婦人議員に衆議院の面会室で幼稚園と保育所の

保育有志者が面接して陳情した時、戸叶里子先生は「高等女学校の先生をしながら子どもを育てた私の職業婦人時代に保育所があったらどんなによかったでしょう」とおっしゃったことを今でも覚えていますが、中に「たった二千や三千ヶ所では問題になりませんよ、保育所が一万ヶ所になったら、も一度いらっしやい」とおっしゃった先生があつて(二回目は落選なされた)ど肝をぬかれた気がしたのですが、厚生省で月報による保育所数が一万ヶ所を越えた時私はそのことを想い出していました。

しかしその頃は保育所と幼稚園だけでなく、季節保育所、へき地保育所の外、いわゆる無認可保育所、事業所附設保育所など、種類も多くなっていました。既に厚生省では中央児童福祉審議会には保育制度特別部会が、文部省では大臣から教育課程審議会に「幼稚園教育課程の改善について」諮問がされていました。

新潟の第三回全国保育事業大会の時、山下俊郎氏ご発表の日本保育学会による調査では、幼稚園の先生の中に厚生省で一元化して欲しいという人があるかと思えば、保育所の先生の中にも文部省で一元化して欲しいという人もあり、その名称もまちまちで、全体的に殆どバラバラの意見であると伺っ

たように記憶しています。現在ならどういうパーセントが出るでしょう。

世界各国の保育制度もまちまちのようです。でもその何れも国民の要求を背景としてなりたっています。日本は今、生産面にも生活文化の面でも躍進を続けています。幸い、文部、厚生両省に大臣や局長その他の人材が揃っておられて、いろいろな着想が次々発表され、日本保育史に未だ無かつた両省両局長の共同通知が出され、保育内容については一本化という歩みよりの第一歩が始められたことはご同慶の至りです。

しかし制度の一元化はちょっと、なかなか難しいことです。個人的な考えをいうことを許していただけるなら、日本も早晚、といつても大分先になるでしょうが、小学校一年低下か幼稚園の年長組だけの義務化は行なわれることでしょう。それは世界の動きというよりも、都会の大半が幼稚園、保育所を経て小学校へ入学するのに、農山へき地では殆んど大半が六才ではじめて集団生活に入るという不公平さは早く解消されたいと誰もが思うことでありますから――。

ただこの次に手をうたるべきことは、幼児教育者の養成です。大体的見通しをつけて、はじめから幼稚園でも保育所でも保育のできる人を養成すること、それが一番大切なことだ

と思います。

幸い、文部省でも職員の内職教育が、厚生省でも父母の現任訓練のことが予算的にも考えられていると洩れ聞いて、うれしいと思います。

なお、父母養成施設については、厚生省では昭和三十七年十月の「父母を養成する学校又は施設の修学科目及び履修方法の改正について」の通知が出され、昭和三十八年四月から実施されたのですが、内容は大体、幼稚園教諭養成短大の教科目の外に養護原理（施設の保育）、ケースワーク、グループワーク、施設管理その他がプラスされていて、養成科目の一本化がすでに計られていることもうれしいことであります。

建物より人、保育をする人が、新しい制度以前に考えられるべきだと思われるのですが、厚生省ではすでにその手が打たれていることはうれしい限りであります。

（栃木県立保育専門学院・元厚生省児童局勤務）

\* \* \*